

(設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき、伊賀市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第5条第1項に規定する歴史的風致維持向上計画（以下「計画」という。）の作成及び変更に関する協議を行うこと。
- (2) 法第5条第8項の認定を受けた計画の円滑な実施に係る連絡調整を行うこと。
- (3) 歴史的風致（法第1条に規定する歴史的風致をいう。第5号において同じ。）の維持又は向上に資する取組に関すること。
- (4) 計画の推進状況の報告・評価に関すること。
- (5) 歴史的風致の維持又は向上に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の代表者
- (3) 伊賀市文化財保護審議会委員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理す

る。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、伊賀市教育委員会事務局文化財課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年11月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱され、又は任命される協議会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。